

平成24年11月5日

お客様各位

石巻商工信用組合

「経営革新等支援機関」の認定について

石巻商工信用組合（理事長 木村 繁）は、中小企業の経営力強化を目的に制定された「中小企業経営力強化支援法」に基づき、東北財務局及び東北経済産業局より「経営革新等支援機関」として認定を受けましたのでお知らせ致します。

当組合は、すでに経済産業省が実施する「中小企業支援ネットワーク強化事業」における支援機関として外部機関、専門家等と連携して地元中小企業の各種経営相談等支援活動に取り組んでおります。

さらに今後も「経営革新等支援機関」として、中小企業のお客様からのご相談に積極的に対応し、地域経済の復興と発展に向けて取り組んでまいります。

記

1. 認定日 平成24年11月5日（月）
2. 中小企業経営力強化支援法（平成24年8月30日施行）の概要
 - ①中小企業者を支援する金融機関等に対し、経済産業大臣が経営革新等支援機関（以下、支援機関）として認定。認定を受けた支援機関は、中小企業者に対して専門性の高い様々な支援事業を行う。
 - ②中小企業が海外で事業展開を行う際の資金調達を円滑にすることを目的とする。
3. 経営革新等支援業務に関する事項
経営革新等支援機関として取扱うことのできる相談内容等は、創業支援、事業計画策定支援、事業承継、M&A、生産管理・品質管理、情報化戦略、知財戦略、販路開拓・マーケティング、人材育成、人事・労務、海外展開、BCP策定支援、物流戦略、金融・財務等。
4. 経営革新等支援機関認定による支援内容
 - ①認定を受けた経営革新等支援機関は、中小企業の様々な経営相談に対し中小企業基盤整備機構より専門家派遣等を受けることが可能になります。
 - ②認定を受けた経営革新等支援機関の支援を受けた中小企業のお客様が、信用保証協会が新たに創設する経営力強化保証制度をご利用いただけるようになります。

以上



いつも身近に ふれあいバンク

石巻商工信用組合